

## 1. 基本的な考え方

広島大学（以下「大学」という。）は、「広島大学知的財産ポリシー」を制定し、知的財産として価値の高いものを創出し、適切に管理し、積極的に社会に移転して活用を推進すると共に、教育研究活動を通して、知的財産の重要性についての学内外での意識改革を進め、自ら知的財産重視の模範を示し、これにより、知的財産重視型社会の形成に貢献することとしている。

その一環として、大学は、特許制度による保護と活用のバランスのとれた実務運用が重要との認識の下、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許について、大学等（注1）や民間企業が研究において使用する場合の基本的な考え方について、ライセンスポリシーとして内外に明示する。

なお、リサーチツールに関する特許出願中の発明についても、本ポリシーに準じた取扱いとする。ただし、リサーチツール特許のうち、商品化され市場において一般に提供されている物又は方法については、本ポリシーの対象外とする。

## 2. ライセンスの供与

大学は、大学に帰属するリサーチツール特許について、他者から研究段階（注2）においてリサーチツール特許を使用するための許諾を求められた場合、特段の支障がある場合（注3）を除き、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与するなど、円滑な使用に配慮するものとする。（注4）

## 3. ライセンスの対価及び条件

リサーチツール特許に対する非排他的なライセンスの対価は、当該特許を使用する研究の性格、当該特許が政府資金を原資とする研究開発（注5）によるものか否か等を考慮に入れた合理的な対価とし、大学は、その円滑な使用を阻害することのないよう十分配慮するものとする。

特に、大学等に対するライセンス供与の場合は、学術振興の観点から、無償（有体物提供等に伴う実費を除く。）を原則とする。（注6）

なお、本条の規定は、ライセンスの供与にあたり、対価以外の妥当なライセンス条件を付すことを妨げるものではない。（注7）

## 4. 簡便で迅速な手続

リサーチツール特許に関するライセンスの当事者は、簡便で迅速な手続によりこれを行うよう努めるものとする。

## 5. 有体物の提供

リサーチツール特許が円滑に使用されるためには、特許のライセンス供与に加えて、

当該特許に係る有体物の円滑な提供が不可欠であることを鑑み、大学がこれら有体物を併せて保有している場合は、合理的な条件で、簡便かつ迅速な手続による有体物の提供に努めるものとする。

## 6. 情報の公開

大学は、リサーチツール特許の円滑な使用を促進するために、リサーチツール特許（特許出願中の発明を含む。）に関する情報を公開するよう努めるものとする。

## 7. その他

本ポリシーは、社会のニーズや本学を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 8. 用語の注釈

本ポリシーで使用されている次の注釈の用語の定義は、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針（平成19年3月1日：総合科学技術会議）」に基づくものである。

（注1）「大学等」とは、非営利を旨とする、大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人をいう。

（注2）「研究段階」とは、大学等又は民間企業において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう。例えば、医薬品の場合は治験に入る前の研究をいう。

（注3）「特段の支障がある場合」の例としては、その特許に係るリサーチツール自体を商品として一般に販売するための事業計画がある場合や、リサーチツール特許を使用して研究開発を進める間、当該研究領域では独占的に使用しなければ他者の参入により商品の事業化が困難になる場合が想定される。大学等が共同研究や大学発ベンチャー等を通じて事業化を行う場合にも、こうした状況が生じうると考えられる。

（注4）リサーチツール特許について、戦略上の配慮から排他的なライセンスを供与する場合においても、他の研究領域での第三者の使用に対し非排他的なライセンスを供与する権利を留保するなど、柔軟なライセンス実務に努めるものとする。

（注5）「政府資金を原資とする研究開発」とは、契約の形態を問わず、その直接経費が政府資金からなる研究開発をいう。この場合の政府資金には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や独立行政法人科学技術振興機構（JST）等を通じて間接的に資金配分される委託事業費等も含まれる。

（注6）民間企業と権利を共有する大学がライセンスを供与する場合や、民間企業からの委託研究や共同研究を行う大学に対しライセンスを供与する場合は、別途の配慮が必要である。

（注7）かかるライセンスの条件としては、第三者へのサブライセンスの制限、目的外使用の禁止、特許に関連するノウハウの保護等が想定される。また、条件を付すにあたり、学術論文の発表の自由を不当に制限することがないよう留意するとともに、リサー

チツール特許を使用して得られた研究開発の成果に関し独占的なグラントバックの義務を課すなど、独占禁止法上問題となる条件を付すことのないよう留意すべきである。